

北上市りんご改植支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、北上市の特産品であるりんごの品質向上と安定的な生産継続を支援するため、改植に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、花巻農業協同組合とする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、補助対象者が市内に住所を有するりんご生産者（出荷を目的として生産するものに限る。以下「支援対象者」という。）を対象に実施するりんご改植支援事業とする。

2 前項に掲げる事業は、200平方メートル以上の改植を行う支援対象者に対し、補助対象者が補助金を交付する事業とする。ただし、補助の対象となる品種は、いわて花巻果樹産地協議会による果樹産地構造改革計画書において、生産を振興するりんご品種として定めのあるものに限る。

3 支援対象者当たりの前項の補助金の額は、苗木及び支柱の購入並びに土壌改良に要した費用の合計（補助金を交付する年度に行う改植に係るものに限る。）に4分の1を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(補助対象者に対する補助金の額)

第4 補助対象者に対する補助金の額は、補助対象者がりんご改植支援事業において支援対象者に交付した補助金の額の全額とする。

(事業実施期間)

第5 補助対象者に対して補助を行う期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。